

## 1 業務名

令和6年度垂水市と鹿児島女子短期大学の連携支援事業業務委託

## 2 目的

垂水市と鹿児島女子短期大学が締結している包括連携協定に基づく連携活動（以下「連携」という。）において、特に地域振興や地域活性化の分野を推進するために必要な支援を行うことを目的とする。

## 3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 4 業務委託金額

6,087,400円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

## 5 適用範囲

本仕様書は、垂水市が実施する本業務に関する必要な事項を定めるとともに、受託者が履行しなければならない事項を定めたものである。

## 6 業務内容

### (1) 連携事業に対する提案

連携事業を効果的且つ円滑に展開するための事業提案を行う。

#### ア 地域資源を生かした関係人口創出に関すること

本市の特産品を活用した産品を開発し、販売化や流通化に繋げ、さらにはふるさと納税の返礼品とするなど、地域経済の活性化と関係人口の創出を図るための提案を行う。

#### ㊦特産品を利用した新しい産品の開発

鹿児島女子短期大学の知見を活用し、本市の特産品（食材）や本市のイメージキャラクターを活用した産品、グッズ等の開発についての提案を行う。

#### ㊧上記産品の商品化

上記産品について、商品化のための手段等について提案を行う。

#### ㊨本市の魅力発信

鹿児島女子短期大学生が、上記産品や特産品、観光資源等の本市の魅力を総合的に発信することで、関係人口の創出に寄与するための提案を行う。

#### ㊩鹿児島女子短期大学生と本市の関係の深化

鹿児島女子短期大学生が本市との関係人口の一翼を担うべく、本市との長期的かつ良好な関係性を構築するための提案を行う。

イ 地域の振興に関すること

鹿児島女子短期大学生と地域住民の交流や、連携事業が展開されることによりシビックプライドが醸成されることで、地域振興がなされるための提案を行う。

⑦地域との交流

垂水市の特産品や観光資源等についてのフィールドワークや、食材の採取や商品開発のためのリサーチ等、本市での活動を通じ、鹿児島女子短期大学生と地域住民が交流することにより、地域が活性化するための提案を行う。

⑧地域住民のシビックプライドの醸成

鹿児島女子短期大学生が本市での活動を行うことにより、地域住民にとっても、本市の地域資源や観光資源について新たな価値が付与され、そのことにより地域住民がふるさと垂水に誇りや愛着をもつための契機となるような提案を行う。

(2) 上記提案に係る事業の実施支援

上記提案に係る事業を実施する際、鹿児島女子短期大学と垂水市との連絡調整、鹿児島女子短期大学生の移送に関すること等、事業が円滑に遺漏なく展開できるよう、支援を行うこと。

(3) 上記提案に係る事業の広報

上記提案に係る事業を実施する際、効果的な広報を行うことで、本事業のみならず、本市のシティープロモーション促進に寄与すること。

(4) 業務実施に係る留意事項等

- ①業務の詳細な内容については、垂水市と協議を行い、内容を構築すること。
- ②業務の実施に当たって必要な経費は全て本業務委託の費用に含めることとし、別途経費の精算は行わないこととする。

7 スケジュール

想定スケジュールは、次のとおりであるが、実際のスケジュールや、本市での活動回数については、本市と協議の上、決定すること。

〔凡例〕① 本市での活動

(産品(試作品)のお披露目等イベント2回の実施を含む)

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
契約締結	本市での活動(6回程度)										実績報告等

## 8 再委託

本業務の実施に当たり再委託が必要な場合は、事前に書面による本市の承諾を得ること。

## 9 実績報告及び成果品

全ての業務完了後に、事業に関する実績報告書を作成のうえ、次の事項に係る電子データを収納した電子媒体（1部）を企画政策課へ提出すること。

なお、電子データは、Microsoft 製 word 又は Excel で編集可能なデータを原則とし、作図などで他のデータ形式を用いる場合は、本市の了解を得ること。

## 10 その他

- (1) 本業務の実施に伴い個人情報を取扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び垂水市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）の規定を順守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の履行に当たり、関係法令、本市の例規等を遵守しなければならない。
- (3) 本業務による成果品の著作権は、垂水市に帰属するものとする。ただし、協議により、本市が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 本業務において、受託者が提供する資料や業務フローを作成するツールは、受託者が無償で提供し、本業務終了後においても、本市が無償で利活用できるようにすること。
- (5) 業務委託料の支払いは、業務委託完了確認後、一括で支払うこととする。
- (6) 本仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

## 11 問合せ先

垂水市役所 企画政策課 政策推進係 羽生（はぶ）

所在地：〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114番地

電話：0994-32-1143（直通）

F A X：0994-32-6625

E-mail：t\_seisakusuishin@po.city.tarumizu.kagoshima.jp